

一般社団法人 東 昭 自 治 会

工事施工心得・誓約書

〒325-0101

栃木県那須塩原市西岩崎 232-438

一般社団法人 東昭自治会

TEL 0287-74-6287

FAX 0287-74-6288

URL [tosyo-nasu@iaa.itkeeper.ne.jp](mailto:tosyo-nasu@iaa.itkeeper.ne.jp)

この工事施工者心得は、地権者の土地、建物及びその関連施設に、最良の維持管理を施し、あわせて自然環境の保全をはかり、当地域の発展に寄与することを目的として設定するものである。

## **1. 工事届の提出**

1-1. 分譲地内の敷地造成及び建物を建築する場合には、計画の概要を予め一般社団法人東昭自治会(以下甲とする)と協議し、着工するときは甲へ届け出ること。

## **2. 工事中の遵守事項**

2-1. 工事期間中は現場の安全管理者を1名任命して、工事現場に名前を表示すること。安全管理者は、自己現場の安全管理はもちろん、第三者の災害防止に専従し、さらに次のことを守ってください。

2-2. 敷地造成及び建築工事等の施工により道路並びに隣地を破損した場合は施工主及び施工者は責任を持って直ちに甲の指定仕様によって現況に復すること。

2-3. 切土及び盛土は必要最小限にとどめ、土砂の流出を防ぎ地形に順応した造成を行い、各区画の整地も建物敷地部分に限定すること。工事中は異常沈下、のり面の地すべりその他による災害が発生しないよう災害防止上必要な処置をとること。

2-4. 敷地内に現存する樹木は保存し、伐採は建築上必要最小限に留めること。

2-5. 転石及び工事用残土の処分は、自己敷地内又は分譲地外へ搬出して処分すること。

2-6. 土砂、生コン運搬によるこぼれ、飛散あるいは雨水、排水による泥土の流出などの防止に努め、必要に応じて清掃及び水洗いを行うこと。

①土止め、盛土に依る泥土の流出防止のため、芝をはるなどの処置を行う。

②残土処分は、敷地内に広く散布すること。

### **3. 分譲地内での通行遵守事項**

- 3-1. 作業車の通行は、必ず事前に連絡すること。
- 3-2. 工事用の出入り車両は 4 t 車以下とする。クレーン車の進入については協議のこと。
- 3-3. 工事用車両及び荷積みおろし車輛は道路の片側に駐車し他の車両の通行に支障をきたさないこと。
- 3-4. 騒音と振動は極力発生をおさえるようにすること。3-2. 重機等の持込み使用については、事前に甲へ届け出て承認を得ること。
- 3-5. 別荘地内車輛の運行は、安全運転を心掛けるように指導すること。
- 3-6. 場内制限速度は 30 km 以下とする。
- 3-7. 別荘地内の諸施設(道路、防犯灯、水道、消火栓)その他すでに施設されているもの及び隣接地を損傷しないように注意してください。万一損傷した場合は直ちに連絡し、その指示に従って工事者の責任と負担において原形に復して下さい。
- 3-8. 隣地に諸資材を置く時は隣地所有者から、必ず高意を得て、万一事故発生の時は、施工業者に於いて必ず誠意をもって善処解決すること。

### **4. その他の遵守事項**

- 4-1. 別荘地内の焚き火は禁止します。
- 4-2. 周囲の環境、風紀を害する恐れのある用途に使用する目的の建物は建築しないこと。
- 4-3. 建物の位置は隣接地の眺望、日照り、プライバシー保持のため、建物の外壁面又は柱の面と道路境界線及び隣地境界線との距離は 2.0 m 以上とする。ただし、敷地形状等の理由によりやむをえない場合は甲と協議の上、決定する。

4-4. 堀その他遮蔽物は設けないようにし、やむをえず設ける場合には、生垣または木柵をし、生垣は当該地方に育成しているものと同種植物とする。

4-5. 建物の外壁、屋根等の色彩は、配色を考慮して周囲の自然と調和を図ったものとする。

4-6. 公告看板の配置については予め甲と協議し、自然環境を損なわないものとする。

4-7. 汚水および雑配水は合併処理浄化槽(10PPM以下)を設置し、各敷地内にて処理する。尚、浄化槽機種に関しては甲の指定する機種を使用すること。(当会には給排水設備業について指定業者もあります。)

## **5. 提出書類**

着工に際して下記書類を1部提出して下さい。

- ① 安全管理者届
- ② 別荘用地内出入業者名
- ③ 誓約書
- ④ 会社名
- ⑤ 竣工図

管理のため参考として下記図面を1部提出して下さい。

- ① 平面図(1/100~1/200)
- ② 給排水/温泉配管図(1/100)備品を含む
- ③ 全体配置図 (1/100~1/200)止水栓位置明記

## **6. 共益施設保証金について**

工事に際し、共益施設の損害保証金を下記の通り工事業者が納入して下さい。

**保証金    ¥200,000 -**

※1. 振込先 足利銀行 黒磯支店 普通)5547058 一般社団法人東昭自治会

※2. 工事に際しての共益施設の保証金は、工事施工者が負担するものとする。但し、工事完了後、事故が無いと認められた時は、保証金(¥200,000)は返還するものとする。

※3. 事前 打合せ: 計画、設計段階で事前協議を行ってください。

※4. 疑 義 : 当工事施工者心得、その他について疑義が生じた場合には甲と協議して下さい。

(一般社団法人東昭自治会事務局 TEL 0287-74-6287)

※5. 誓 約 書 : 上記遵守事項を徹底するため契約書を2部作成して甲へ1部提出して下さい。

**注意**

建築工事着工前に隣地の木が建築完了後に影響がないか、よく確認の上で着工して下さい。

以上

令和 年 月 日

一般社団法人 東昭自治会 殿

## 工事申込書(兼)誓約書

建築工事にあたっては、工事施工心得を遵守し、道路その他の施設を損壊した場合は現状に修復することを誓約します。

### 記

#### 1. 工事区画番号及び施主名

区画番号 \_\_\_\_\_

施主名 \_\_\_\_\_

2. 工事種別 新築・増改築・外構・その他( )

3. 提出書類 設計図(平面図、立面図、配置図)

4. 工事予定期間 着工 令和 年 月 日

竣工 令和 年 月 日

5. 施工業者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

TEL \_\_\_\_\_

6. 現場責任者 氏名 \_\_\_\_\_ 印

TEL \_\_\_\_\_